

標 題 : 厚生労働大臣に要求書提出-8/26
～勧告通りに実施する閣議決定を速やかに行うことを求める～
発信番号 : 自治労情報2024第0161号
発信日付 : 2024年8月27日
宛先 (団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者 (団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

公務員連絡会は、人事院報告・勧告が8日に行われたことを受けて、武見厚生労働大臣に対し、本年の給与改定勧告について、勧告通り実施する閣議決定を行い、所要の法案を国会に提出することを求める要求書(別紙)を提出した。

なお、政府は8日に給与関係閣僚会議を開催したが、引き続き、人事院勧告の取扱いについて協議していくこととしている。
要求提出の経過は次のとおり。

武見厚生労働大臣への要求書提出は、26日15時50分から行われ、武藤議長、石上副議長、森永事務局長が出席した。

冒頭、武藤議長は、次のとおり要請した。

- (1) 人事院は、8月8日、本年の給与に関する勧告・報告を行うとともに、国家公務員育児休業法等の改正を求める「意見の申出」などを行った。
- (2) 本年の月例給については、初任給の大幅な引き上げを始め若手を中心とした賃金改善を行った上で、そこから改定率を逡減させる形で全職員の俸給表の改定を行うものである。このことは、「公務における人材確保」とともに「全職員の月例給の引き上げ」を求めてきた私どもの立場からすれば、課題はあるものの一定評価できるものと受け取っている。
- (3) また、一時金については、期末手当、勤勉手当の双方合わせて0.1月引き上げることが勧告された。この点も、組合員の期待に一定程度応えたものと受け止めているところである。
- (4) その上で、政府におかれては、勧告当日に持ち回りによる第1回目の給与関係閣僚会議を開催していると承知しているところである。人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることや、国家公務員給与が民間給与に影響する観点を踏まえ、賃上げによる一層の経済の好循環を図るためにも、本年の勧告通りに実施する閣議決定を速やかに行い、所要の法案を国会に提出することを求めている。
- (5) 武見大臣におかれては、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など、官民共通の課題の解決にむけた積極的な対応を求めるとともに、われわれの要求事項の実現にむけて最大限の努力を改めてお願いしたい。

これに対し武見大臣は次のとおり回答した。

- 公務において、様々な業務に日々奮闘いただいていることに、深く感謝を申し上げる。
- 本年の人事院勧告では、昨年に引き続き、月例給・ボーナスの引き上げや、諸手当にわたる給与制度のアップデートの勧告がなされ、また、国家公務員の育児休業法について、民間労働法制の内容を踏まえた改正を実施するよう意見の申し出があったと承知している。
- この人事院勧告等については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識している。
- 8月8日の給与関係閣僚会議において、国家公務員の給与の取扱いについて協議が開始された。私としては、国家公務員の労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重するという基本姿勢に立ち、国民の理解を得られるような結論を得るよう、関係閣僚間で誠意をもって検討を進めてまいりたいと考えている。

添付ファイル :
(別紙) 人勧取扱いに関わる政府宛要求書.pdf